

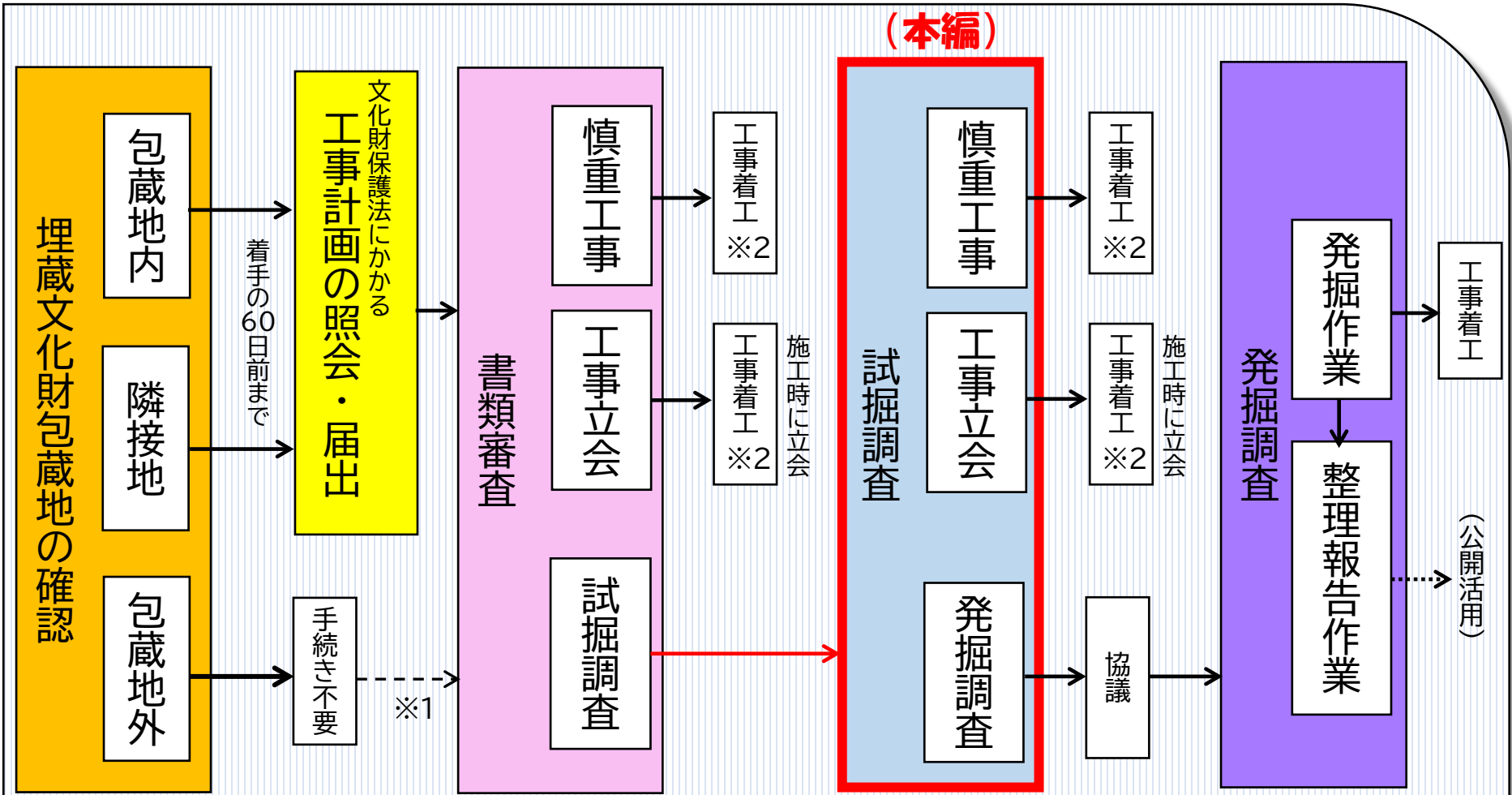
埋文のトリセツ



～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～

④ 「試掘調査ってなに？」編





(本編)

- ※1 都市計画法にかかる開発事前協議申請や、採石法33条にかかる採取計画認可申請、盛土規制法にかかる事前協議申請を行う場合は、協議の対象となります。
- ※2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



本編のテーマ「試掘調査」

●バックホーでトレンチ(試掘溝)を掘って、
埋蔵文化財の有無や内容を確認します。

●その結果を踏まえて、

慎重工事

工事立会

発掘調査

のいずれかの結果を回答します。



◆試掘調査実施前の確認事項



CHECK 1

試掘調査を行う際は
十分なスペースが必要です

- 最低でも2t車が進入できる
- バックホーのアームが安全に旋回できる
- 掘り上げた土をすぐそばに置ける





CHECK 2

障害物は

事前に撤去してください

- 樹木や埋設物(管渠など)を
事前に撤去する
- 舗装されている場合は、
事前の撤去、または、
アスファルトカットを行う



よくある質問Q&A

Q: 現在、駐車場として利用していますが、
試掘調査は可能ですか？



A: 十分なスペースがあれば可能ですが、

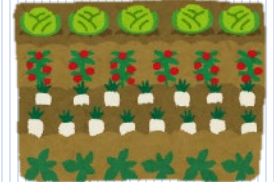
以下の点に注意が必要です。

- 重機の使用時に、駐車車両を傷つけてしまう恐れがありますので、事前に車両の移動や養生を行ってください。
- 調査後は埋め戻しますが、舗装等の現状復旧はできません。
- 掘削箇所は地盤が弱くなったり、埋め戻しで土が盛り上がったたりする等、駐車場としての使用に支障が生じる可能性があります。



よくある質問Q&A

Q: 現在、農地として利用していますが、
試掘調査は可能ですか？



A: 可能ですが、以後も農地として利用する場合は、
以下の点に注意が必要です。

- 原則として、作物が植えられていない時期に実施します。
- 調査後は、重機で埋め戻しますが、掘削箇所は地盤が弱くなったり、埋め戻しで土が盛り上がったたりするなど、完全な現状復旧はできません。また、その後の土地利用での不都合に対して、本市では責任を負いかねます。
- トラクターなどを使用される際は、十分に注意して走行してください。



よくある質問Q&A

Q: 工事予定部分に既設建物があるため試掘ができませんが、空いたスペースで試掘調査は可能ですか？

A: 他の場所で試掘したとしても、工事予定範囲の埋蔵文化財の有無について判断ができず、再度、試掘調査が必要となる可能性があります。

そのため、原則として、

既設建物の撤去後に試掘調査を行うこととしています。



◆試掘調査にかかる費用等

試掘調査に使用する重機は、
公費で手配が可能です。

ただし…

- 予算の都合上、実施できる試掘調査は、年度ごとに上限があります。
- 障害物の撤去等の条件整備や現状復旧については、照会者側の負担となります。
- 万が一、管渠等の破損が発生した場合の復旧も、照会者側の負担となります。



◆試掘調査にかかる期間

試掘調査自体は、おおむね半日～1日程度で完了しますが、
試掘調査の実施日は、2～3ヶ月先になることがあります。(状況により変動します)

そのため

試掘調査の早期実施を希望する場合、
照会者側で重機とオペレーターを手配して、
試掘調査を実施することも可能です。

ただし…

- 費用は、**照会者側の負担**となります。
- 平バケット**のバックホーを手配してください。

爪がないタイプの
バケットを
使用します



◆試掘調査の流れ

①電話連絡

(照会・届出を提出してから開庁日で7日～10日程度)
埋蔵文化財課からの電話連絡。実施日時協議。



②事前準備

事前の支障物の撤去や、近隣挨拶を行ってください。



③試掘調査

(照会・届出を提出してから2～3ヶ月後 ※状況により変動)
重機で敷地の一部を掘削します。



④回答書発行

(試掘調査をしてから開庁日で7日～10日程度)
試掘調査の結果を踏まえて、回答書が発行されます。



①電話連絡

(照会・届出を提出して開庁日で7日～10日後)

書類審査の結果について、

埋蔵文化財課から電話連絡があります。

- 試掘調査を実施する日時を協議してください。
- 試掘調査は、原則、**更地**の状態で行います。
- 市で準備できる重機は、予約が埋まっていることがあり、**実施日はおおむね2～3ヶ月後**になります。

(状況により変動します)



②事前準備

事前の支障物の撤去や、近隣挨拶など、
試掘調査を行うための準備を行ってください。



- **ガス、水道等の埋設管**は、破損する恐れがありますので、
事前に撤去してください。
- **解体工事の遅延**等、試掘調査実施日までに支障物の撤去が
完了しない場合は、**早めに当課に連絡**をしてください。
- 重機の騒音等により、近隣住民の方にご迷惑を
おかけしますので、**事前に周知・挨拶**を行ってください。



③試掘調査

重機で敷地の一部を掘削します。

●必ず、照会者側の担当者が必ず立ち会ってください。

●原則として、工事予定範囲の一部を

重機で掘削します。

(目安は、工事面積の5パーセント程度)

●遺構や遺物が確認される深さまで、

トレンチ(試掘溝)を掘り下げます。



③試掘調査 試掘調査の流れ(例)

1. 重機で掘り下げる



2. 遺構や遺物の有無を確認する

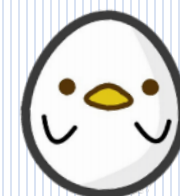


穴の痕跡

3. 遺構までの深さを確認する



4. 掘った土を埋め戻す





Q：どうやって遺構を見つけるの？

A：当時の生活面(遺構面)に掘られた穴や溝は、使用されなくなった後、埋まってしまいます。土地本来の土と、遺構に埋まった土の色や性質を見分け、遺構を検出します。



遺構面(地山)で検出した竪穴住居跡



埋まっていた土を掘り上げた状況





Q：遺構面ってなに？

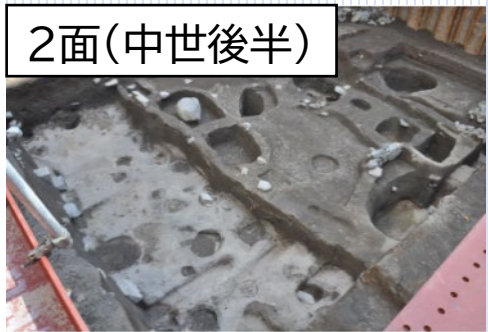
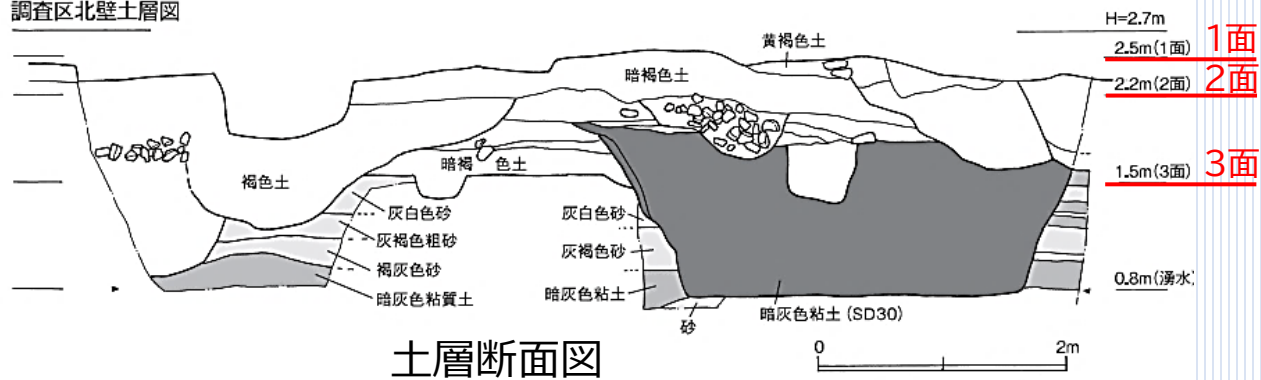
A：遺構の分布が捉えられる面のことです。

複数の時代にまたがる遺跡の場合は、人為的に整地をしたり、自然に埋まったりして、遺構が層状に重なっていることがあるため、その層ごとに発掘作業を行います。



例) 博多遺跡群第238次調査

調査区北壁土層図



④回答書受取

- 試掘調査後、開庁日で7日～10日程度で、結果について、電話連絡があります。
- 回答書が発行されている場合は、14階窓口で書類を受け取りが可能です。
(電子申請の場合は、Grafferからダウンロード)



窓口での受け取りの際は、
引換券の持参もしくは
事前審査番号が必要です。



●回答は主にこの3種類

慎重工事 …… 工事着工可能 (※)

工事立会 …… 工事着工可能(※)だが、
施工時に当課職員が立ち会う

発掘調査 …… 事前の発掘調査が必要

(※)工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、
文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



工事着工可

慎重工事 提出された工事計画を変更することなく、
慎重に工事を実施してください。

- 窓口で、回答書を受け取ってください。
(スマート申請の場合は、サイトにアップロードされます。)
- 工事計画に変更があった場合は、変更後の図面をご提出ください。
再審査となる場合もあります。
- 万が一、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条
にもとづき、すみやかに届出をしてください。



工事着工可

工事立会 埋蔵文化財に影響がないか確認するために、
職員が工事に立ち会います。

●窓口で、回答書を受け取ってください。

(スマート申請の場合は、サイトにアップロードされます。)

●**工事着工の1週間前までに**、当課にご連絡し、立会を実施する日程について、担当職員と協議してください。

●立会いのタイミング 基礎根切りの場合:掘削後～栗石敷設前
表層改良の場合:掘削後～固化材投入前
その他の改良工事:柱状改良・杭等打設時



発掘調査

工事に先立って、

協議が
必要です！

記録保存のための発掘調査が必要です。

- 窓口で、回答書を受け取ってください。

(スマート申請の場合は、サイトにアップロードされます。)

- 発掘調査の実施について**、当課と協議を行ってください。

【発掘調査の実施基準】

- 工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ場合
- 道路その他恒久的な工作物を設置する場合
- 盛土の厚さが遺物包含層または遺構確認面から

おおむね2メートルを超える場合



よくある質問Q&A

Q: 試掘調査で埋蔵文化財が確認されました。

かならず発掘調査が必要ですか？

A: 埋蔵文化財への影響を及ぼすような工事の場合は、
工事に先立って**発掘調査**を実施する必要があります。
一方で、埋蔵文化財への影響が及ばないように、
工事の**設計を変更**する場合は、発掘調査は不要です。
当課と協議を行ってください。



◆試掘調査後の書類審査基準

●土木工事で影響が及ぶ範囲と

試掘調査の結果、確認された埋蔵文化財が存在する範囲との関係を図面で確認します。

●具体的には

基礎底の深さ

地盤改良の有無

切土や盛土の規模

恒久的構築物(道路等)の有無

などと照らし合わせします。

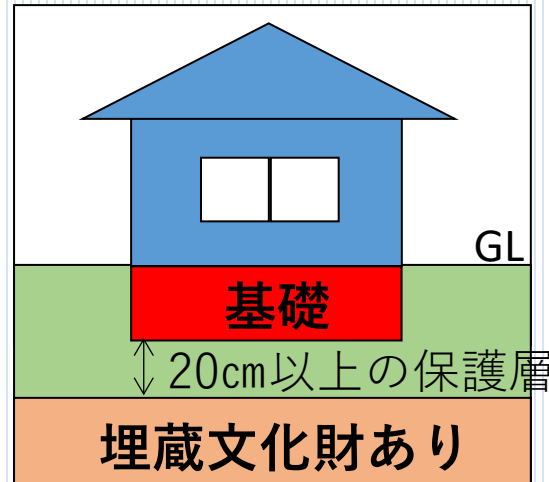


◆判断基準(建築工事の場合)

慎重工事 工事による埋蔵文化財への影響が認められない

- <例>
- ①埋蔵文化財が確認されなかった
 - ②埋蔵文化財が確認された深さととの間に20cm以上の保護層を確保できる
 - ③工事範囲では、埋蔵文化財が確認されなかった

②のケース

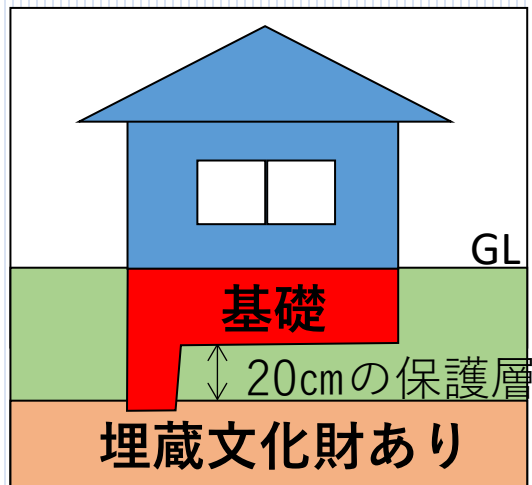


◆判断基準(建築工事の場合)

工事立会 工事による埋蔵文化財への影響が最小限である

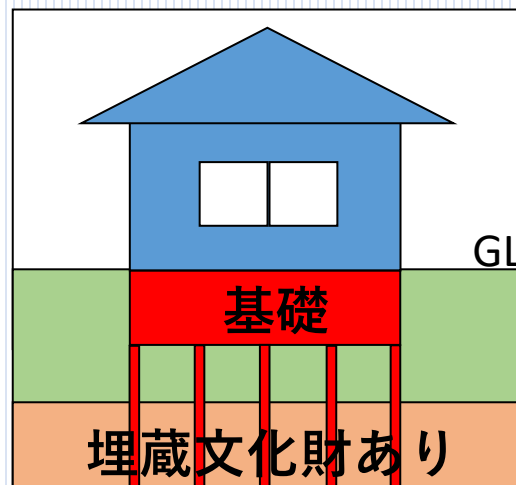
- <例>
- ①20cmの保護層は確保しているが、工事による影響が否定できない
 - ②工事面積が狭小であり、発掘調査は不要
 - ③埋蔵文化財が確認された密度が散漫であり、発掘調査は不要

②のケース



深基礎部分のみ影響がある場合など

③のケース



杭基準を満たす場合など
→詳細は次ページ参照



「杭基準」とは・・・

- ・福岡市が独自に定めている「建築物等の地下構造構物(基礎等)が埋蔵文化財を損壊する場合の調査基準」のことです。
- ・この基準の調査免除規定に該当する場合は、
発掘調査は不要とします。
- ・杭打設時に杭径や本数等の確認のため、
当課職員が工事立会を行います。



「建築物等の地下構造構物(基礎等)が埋蔵文化財を損壊する場合の調査基準」

<調査免除規定>

- ・重要な遺構や遺構群や、重要な遺物や遺物包含層が
確認されていない場合に適用する。
- ・建築物等の工事平面積に占める基礎の面積の合計が概ね5%以下で、
かつ基礎の直径もしくは一辺の大きさが概ね50 cm以下、
及び基礎が1.2m以上離れて非連続的に構築される場合。

杭径50cm 以下
(ウイング径含む)



杭間は芯心距離ではなく、杭端間の距離

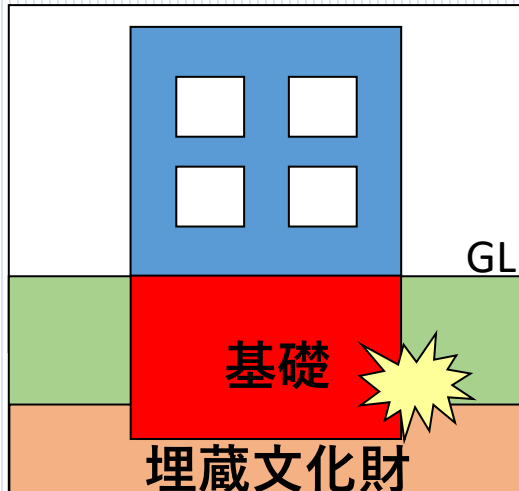


◆判断基準(建築工事の場合)

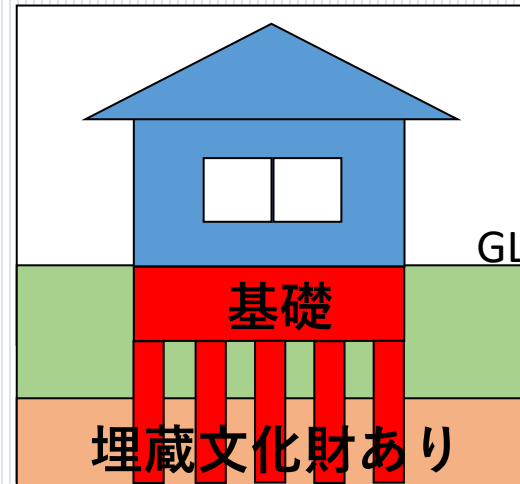
発掘調査 工事により埋蔵文化財に影響を与える

- <例> ①基礎工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ
②杭工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ(杭基準適用外)

①のケース



②のケース

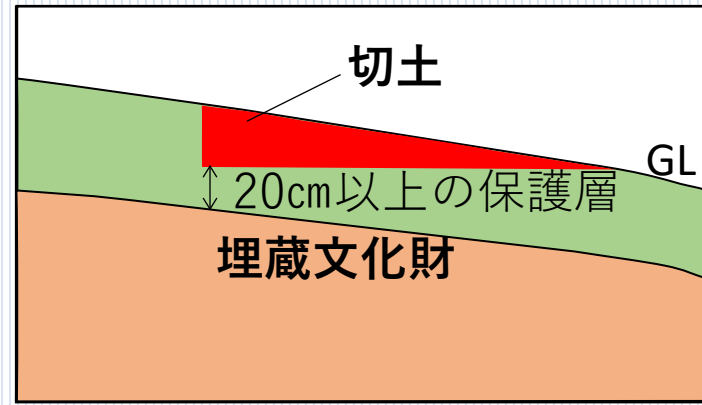


◆判断基準(切土の場合)

慎重工事 工事による埋蔵文化財への影響が認められない

- <例>
- ①埋蔵文化財が確認されなかった
 - ②埋蔵文化財が確認された深さまで、20cm以上の保護層を確保できる
 - ③工事範囲では、埋蔵文化財が確認されなかった

②のケース



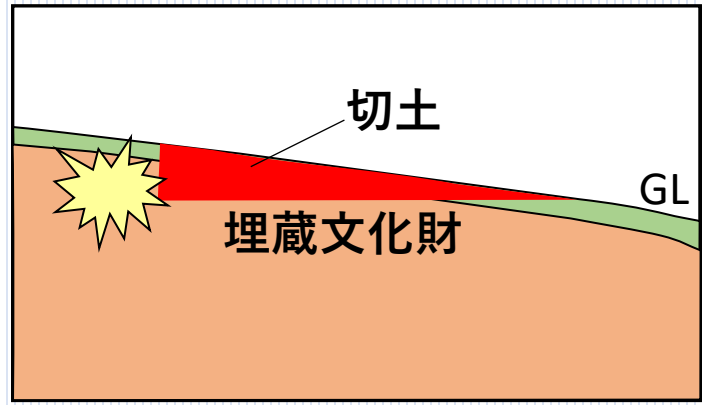
◆判断基準(切土の場合)

工事立会 工事による埋蔵文化財への影響が最小限である

- <例> ①20cmの保護層は確保しているが、工事による影響が否定できない
- ②工事面積が狭小であり、発掘調査は不要

発掘調査 工事により埋蔵文化財に影響を与える

<例> 基礎工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ

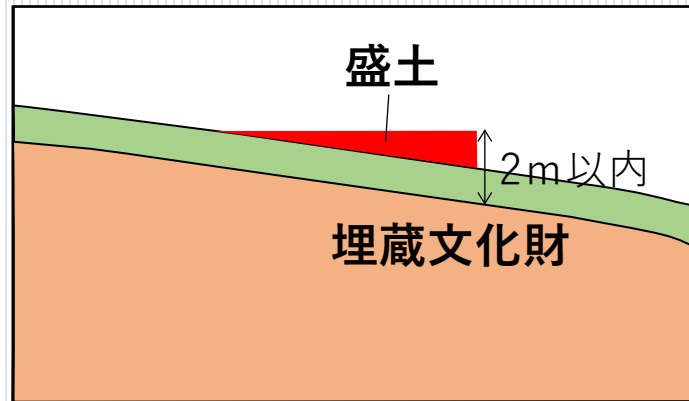


◆判断基準(盛土の場合)

慎重工事 工事による埋蔵文化財への影響が認められない

- <例>
- ①埋蔵文化財が確認されなかった
 - ②埋蔵文化財が確認された高さから、おおむね2 m以内の盛土に収まる
 - ③工事範囲では、埋蔵文化財が確認されなかった

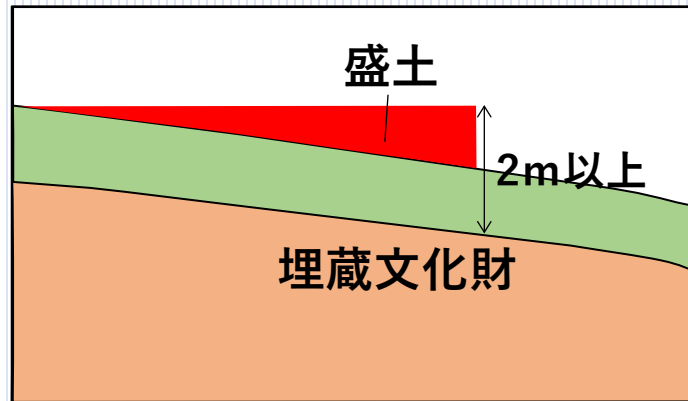
②のケース



◆判断基準(盛土の場合)

発掘調査 工事により埋蔵文化財に影響を与える

<例> 埋蔵文化財が確認された高さから、おおむね2mを超える盛土を行う



◆判断基準(道路設置の場合)

慎重工事 工事による埋蔵文化財への影響が認められない

<例> 埋蔵文化財が確認されなかった



発掘調査 工事により埋蔵文化財に影響を与える

<例> 埋蔵文化財が確認された範囲に
道路(位置指定道路含む)を設置する



道路(位置指定道路含む)は、「恒久的な工作物」に該当するため、発掘調査の対象となります。



土地売買を目的とした試掘調査について

土地の売買前に、埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査を実施したいというご要望にも対応しています。

注意！

●試掘調査の際には、

重機が稼働できる十分なスペースが必要です。

建物や工作物がある状態では、十分な調査ができず、

埋蔵文化財の有無が判断できない場合があります。

●埋蔵文化財が確認できる深さまで掘削を行うため、

土地の地耐力を弱める可能性があります。



◆判断基準(土地売買の場合)

影響なし

埋蔵文化財が確認されなかったため、
今後の工事による埋蔵文化財への影響はない
(工事図面の提出後、「慎重工事」で回答が可能です。)

条件付き発掘調査

埋蔵文化財が確認されたため、
埋蔵文化財に影響を与える場合は、発掘調査が必要になる



条件付き発掘調査

以下のような条件の場合、発掘調査が必要となります。

- 工事による掘削が、埋蔵文化財に及ぶ場合
- 道路その他恒久的な工作物を設置する場合
- 盛土の厚さが遺物包含層または遺構確認面からおおむね2メートルを超える場合

上記の条件を解消した工事計画であれば、

発掘調査を回避することも可能ですので、

工事計画立案時に、当課と協議を行ってください。



注意！ 土地売買後の手続きについて

試掘調査の結果にかかわらず、包蔵地内で土木工事等を行う際は、工事のたびに事業主体者から文化財保護法93条の届出が必要です。

事業主や事業内容が決まり次第、着工の60日前までに届出

様式2 「埋蔵文化財発掘の届出について」



工事計画図面
配置図 基礎伏図
基礎断面図 地盤改良施工図

試掘調査の結果をふまえて、
工事内容の書類審査を行いますので、
土地購入者にかならず伝達してください。

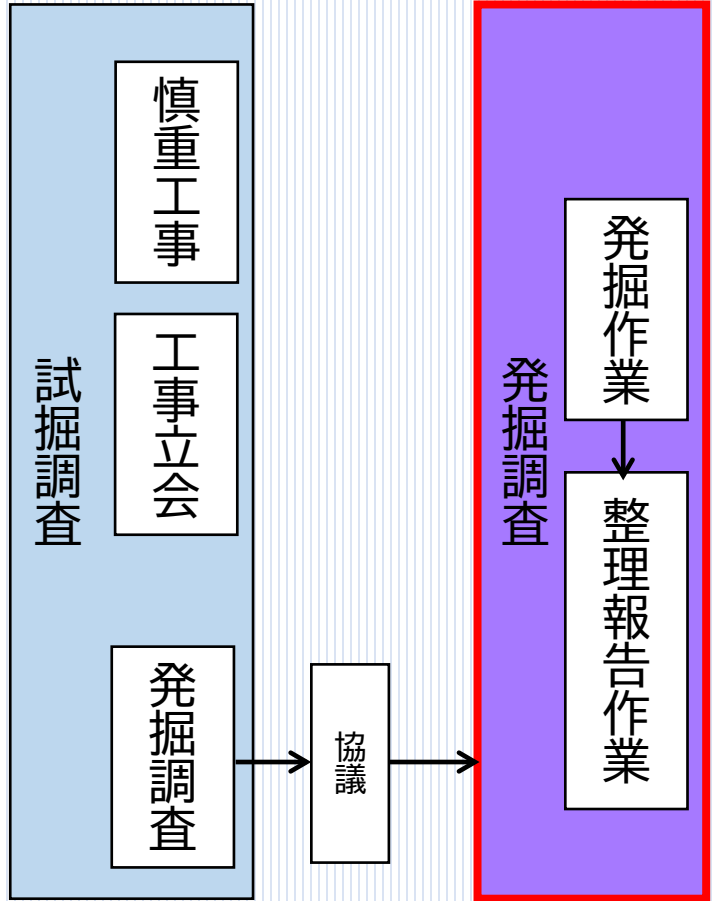




Q: 「発掘調査」ってなに？



A: 開発工事などによって、
遺跡をそのまま保存できない場合に、
遺跡を「記録」として保存するために
行います。



詳細は、
⑤ 「発掘調査ってなに？」編
をご覧ください！

埋文のトリセツ

～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～



丸隈山古墳の
があこ先生

福岡市経済観光文化局
文化財活用部埋蔵文化財課
事前審査係



考古学者の
たまごちゃん

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1(福岡市役所14階)
TEL 092-711-4667 FAX 092-733-5537
Mail maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
HP「福岡市の文化財」 <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>